

第16回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月30日（火）午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）
3. 出席委員 18名
4. 欠席委員 0名
5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第45号	農地法第18条の規定による合意解約の成立状況の確認について
日程第3	議案第46号	現況証明願いについて
日程第4	議案第47号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第5	議案第48号	農地法第4条の規定による許可について
日程第6	議案第49号	農地法第5条の規定による許可について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主任
7. 会議の概要

議長

ただ今から、第16回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は18名であります。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により議長において、15番 牧田 日出男 委員、16番 金曾 浩文 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

9月28日開催の第15回総会以降で報告していない業務について報告いたします。

農業委員会業務報告

1. 会議関係

- (1) 10月 9日 (火) 大樹町開町記念表彰式
大樹町生涯学習センター 会長欠席
- (2) 10月13日 (土) 札幌大樹会総会
～14日 (日) 札幌市 会長欠席
- (3) 10月15日 (月) 大樹町牧場運営委員会
役場2階中会議室 会長・代理出席
- (4) 10月17日 (水) 尾田地区交換分合事業 現地調査
尾田、拓北、豊里
交換分合推進委員10名 出席
- (5) 10月21日 (日) 大樹町議会常任委員会対応PG大会
歴舟川PG場 会長欠席
- (6) 10月23日 (火) 現地調査 第4班
現況証明3件、転用3件
- (7) 10月26日 (金) 現地調査 第1班
現況証明1件、転用2件、賃貸あっせん1件、
他1件
- (8) 10月27日 (土) 第35回東京大樹会
東京都 会長欠席

2. 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について

農地所有適格法人報告書について、3法人から提出がありましたので、添付資料のとおり報告致します。

書類等の内容については、いずれも完備されておりましたので、受理致しました。

3. その他

(1) 農作物生育作況調査（10月15日現在）

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。
報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。
日程第2、議案第45号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を議題といたします。
提案説明を求めます。

水津局長

議案第45号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は3件でございます。

申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第45号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

面積 47,288㎡のうち1,787㎡

契約年月日 平成7年3月28日

解約年月日 平成30年10月9日

土地の引渡し日 平成30年10月9日

農地法第3条による賃貸借

番号2番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計2筆

面積 合計34,222㎡のうち32,385㎡

契約年月日 平成30年4月1日

解約年月日 平成30年10月5日

土地の引渡し日 平成30年10月5日

農地法第3条による使用貸借

番号3番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

面積 24,400㎡のうち503.76㎡

契約年月日 平成28年4月1日

解約年月日 平成30年10月10日

土地の引渡し日 平成30年10月10日

基盤強化法第18条による賃貸借

合意解約の成立状況については、次のページをご覧ください。農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であるので、知事の許可を必要としない合意解約であり、成立しているものと思われます。

以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第45号、番号1番から3番の農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第46号、現況証明願いについての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第46号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます現況証明願いは4件でございます。

申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

中村主任

議案第46号、現況証明願いについて説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公簿地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 47,288㎡のうち916㎡

現地調査 平成30年10月23日 第4班 穀内 班長

この案件は、農地台帳地目を現況地目に変更する案件となります。

番号2番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公簿地目 山林

現況地目 畑

面積 11,831㎡

現地調査 平成30年10月23日 第4班 穀内 班長

この案件は、山林だった申請地を開墾したため、本現況証明で登記簿地目を畑に変更する案件となります。

番号3番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計2筆

公簿地目 山林

現況地目 畑

面積 合計6,087㎡

現地調査 平成30年10月23日 第4班 穀内 班長

この案件は、山林だった申請地を開墾したため、本現況証明で登記簿地目を畑に変更する案件となります。

番号4番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公簿地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 31,466㎡

現地調査 平成30年10月26日 第1班 宮嶋 班長

この案件は、登記簿地目を現況地目に変更する案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番から3番について、調査班より報告を求めます。

第4班 班長 穀内 和夫 委員から報告願います。

13番

議案第46号、1番から3番について報告いたします。

穀内委員

1番につきまして、申請地は、畑として利用することができず、今後も畑としての利用はできないため、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

2番につきまして、申請地は、経営規模拡大と農地の有効活用のため、開墾したと伺っています。現地調査を行ったところ、抜根されておりすぐに畑として利用できる状態となっておりましたので、申請地は畑であると、班では判断しました。

3番につきまして、申請地は、経営規模拡大と農地の有効活用のため、開墾したと伺っています。現地調査を行ったところ、抜根されておりすぐに畑として利用できる状態となっておりましたので、申請地は畑であると、班では判断しました。

ご審議のほどよろしく願います。

議長

次に、番号4番について、調査班より報告を求めます。

第1班 班長 宮嶋 敏男 委員から報告願います。

4 番
宮嶋委員

議案第 4 6 号、4 番について報告いたします。
申請地は、傾斜がきつく作業機械が横転してしまったこともあり、畑として利用するには危険が伴う土地です。農作業の危険性を考えると畑としての利用はできないため、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第 4 6 号、現況証明願いについての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
日程第 4、議案第 4 7 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を議題といたします。
本件につきましては、農業振興地域整備計画の変更に伴い、大樹町長より意見照会があり、これに回答するものであります。
提案説明を求めます。

水津局長

議案第 4 7 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について提案説明申し上げます。
今回ご審議頂きます「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出」は 2 件でございます。申請内容は、農家住宅用地のために農用地区域からの除外が 2 件でございます。
その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第47号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について説明いたします。

番号1番

土地の表示 (地番) 1筆

公簿地目 畑

面積 24,400㎡のうち503.76㎡

目的 農家住宅の建設

事業計画者 (地区) (氏名)

農用地からの除外

事業実施者 (地区) (氏名)

現地調査 平成30年10月23日 第4班 穀内 班長

番号2番

土地の表示 (地番) 1筆

公簿地目 畑

面積 2,756㎡のうち919㎡

目的 農家住宅の建設(後継者住宅)

事業計画者 (地区) (氏名)

農用地からの除外

所有者 (地区) (氏名)

現地調査 平成30年10月26日 第1班 宮嶋 班長

この後にあります農地法第5条の転用案件でも議案になっておりますが、農家住宅を建設するために大樹町農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外を求められているもので、10月23日、26日に転用と合わせて現地調査を行い、その結果、農用地からの除外要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。

第4班 班長 穀内 和夫 委員から報告願います。

13番

議案第47号、1番について報告いたします。

穀内委員

農家住宅を建設するために農用地から除外する案件です。農地転用と合わせて現地調査を行いました。

本来であれば農地の角地に建設するようにし、営農への影響を最小限にするべきですが、角地が低みになっており住宅の建設には適さないためやむを得ないと判断しました。

営農には大きな支障を及ぼさないことを現地調査にて確認し、大樹町農業振興地域整備計画における農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に該当すると考えられることから農用地からの除外について支障はないと、班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、番号2番について、調査班より調査報告を求めます。

第1班 班長 宮嶋 敏男 委員から報告願います。

4番

議案第47号、番号2番について報告いたします。

宮嶋委員

農家住宅を建設するために農用地から除外する案件です。農地転用と合わせて現地調査を行いました。

既存の宅地周辺は今後農業用施設を建設する予定があり、住宅を建設することができないと伺っており、申請地に住宅を建設するのはやむを得ないと判断しました。

営農には大きな支障を及ぼさないことを現地調査にて確認し、大樹町農業振興地域整備計画における農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に該当すると考えられることから農用地からの除外について支障はないと、班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

片岡委員。

3番

片岡委員

1番の件ですが、事業計画者と事業実施者が違うことについて、説明いただけますか。

議長

事務局より回答を求めます。

笹田係長

片岡委員からの質問に回答いたします。

農業振興地域整備計画の変更につきましては、土地の所有者と事業実施者のどちらからでも申請いただけるとのことで、今回は土地の所有者から申請いただいたということになります。

3番
片岡委員

つまり、事業実施者の住宅を建てるということによろしいでしょうか。

笹田係長

所有者である事業計画者の土地で、事業実施者の住宅が建てられるということです。

3番
片岡委員

分かりました。

議長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第47号、番号1番から2番について、原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認め、番号1番から2番について、原案のとおり決定し、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨、大樹町に回答する事といたします。

日程第5、議案第48号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第48号、農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は1件でございます。内容は、農業用施設の農地転用が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

暫時休憩いたします。

議長代理

再開致します。

それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第48号、農地法第4条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

公簿地目 畑

現況地目 畑

面積 49,715㎡のうち2,750㎡

目的 シートラグーン建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

シートラグーン 1棟 建築面積 1,640㎡ 所要面積 2,750㎡

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地(用途変更手続き中)

許可理由 農地法第4条第6項の規定による転用

現地調査 平成30年10月26日 第1班 宮嶋 班長

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は不要となり本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。

また工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し、問題が無ければ台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長代理

次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。

第1班 班長 宮嶋 敏男 委員から報告願います。

4番

議案第48号、1番について報告いたします。

宮嶋委員

既存のラグーンを拡張する案件であり、拡張という性質上、他の代替地もなく営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長代理

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長代理

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第48号、農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長代理

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開致します。

日程第6、議案第49号、農地法第5条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第49号 農地法第5条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は4件でございます。内容は、砂利採取における一時転用が1件、農作収穫物堆積場の農地転用が1件、農家住宅の農地転用が2件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番から4番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第49号、農地法第5条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計4筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 83,502 m²のうち 5,603 m²

申請年月日 平成30年10月9日

目的 砂利採取のための一時転用

時期 許可の日から平成31年11月26日

利用権設定等の種類 使用貸借による権利の設定

計画内容

掘削面積 4,992 m² 砂利採取量 23,580 m³

保安区域 611 m²

砂利採取面積 5,603 m²

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地

(1年以内の一時転用のため、変更不要)

許可理由 農地法施行令第11条第1項イの規定による転用

砂利採取の案件では隣接する地権者に同意書をいただくこととしておりますが、本申請地は内地番での転用になり当事者以外の隣接者がいないことから同意書はいただいております。

また、チェックリスト・申請図面や位置図を次ページ以降に添付しておりますので、ご参照願います。

なお、農業施設以外への転用案件であることから、面積に関わらず北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取が必要な案件になります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と確認し農地として復元されているか確認いたします。

番号2番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 47,288 m²のうち 871 m²

目的 農作収穫物堆積場の整備

時期 許可の日から永年間

利用権設定等の種類 使用貸借による権利の設定

計画内容

堆積場 所要面積 871 m²

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地

(農業用施設用地への用途変更手続き中)

許可理由 農地法第5条第2項の規定による転用

また、チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3,000㎡以下の農業用施設であることから、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は必要なく、本総会で決定されれば許可を出せる案件となります。

また、工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

番号3番

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 24,400㎡のうち503.76㎡

目的 農家住宅の建設

時期 許可の日から永年間

利用権設定等の種類 売買による所有権移転

計画内容

住宅	1棟	建築面積	101.29㎡	所要面積	323.50㎡
カーポート	1棟	建築面積	33.55㎡	所要面積	52.93㎡
通路				所要面積	62.57㎡
庭				所要面積	64.76㎡
				合計所要面積	503.76㎡

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地（除外の手続き中）

許可理由 農地法施行規則第38条及び第39条第1項に規定する転用

「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用」

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3,000㎡以下の農家住宅であることから、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は必要なく、町と北海道との協議で農用地からの除外が認められれば、農振の除外と合わせて許可することになります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

番号4番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 2,756㎡のうち919㎡

目的 農家住宅(後継者住宅)の建設

時期 許可の日から永年間

利用権設定等の種類 使用貸借による権利の設定

計画内容

住宅	1棟	建築面積	86.95㎡	所要面積	242.69㎡
駐車スペース				所要面積	36.00㎡
物置				所要面積	8.10㎡
花壇				所要面積	28.50㎡
浄化槽				所要面積	39.20㎡
堆雪スペース				所要面積	90.00㎡
通路・作業場				所要面積	474.51㎡
				合計所要面積	919.00㎡

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地(除外の手続き中)

許可理由 農地法施行規則第38条及び第39条第1項の規定による転用

「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用」

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3,000㎡以下の農家住宅であることから、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は必要なく、町と北海道との協議で農用地からの除外が認められれば、農振の除外と合わせて許可することになります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番から3番について、調査班より調査報告を求めます。

第4班 班長 穀内 和夫 委員から報告願います。

13番

議案第49号、1番から3番について報告いたします。

穀内委員

1番につきまして、砂利採取のために農地を一時転用するものです。

現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、この他の農地周囲への被害も考えられず、周辺への影響はないものと班では判断しました。

2番につきまして、土壌線虫の侵入予防対策として、農作物の堆積場を整備する案件となります。

申請者の圃場の場所等を考慮すると他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

3番につきまして、内容については、議案第47号にありました農用地からの除外と同様となります。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、番号4番について調査班より調査報告を求めます。

第1班 班長 宮嶋 敏男 委員から報告願います。

4番

議案第49号、4番について報告いたします。

宮嶋委員

内容については、議案第47号にありました農用地からの除外と同様となります。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと、班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

原口委員。

7番

原口委員

1番の案件について、申請地への進入路はどのようになっているのでしょうか。

議長

事務局より回答いたします。

笹田係長

農地転用区域に隣接する部分に宅地がありますので、宅地より進入するものと考えられます。

7番

原口委員

分かりました。

議長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第49号、農地法第5条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、11月30日、金曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

以上をもって、第16回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成30年10月30日

会 長 鈴木正幸

委員(15番) 牧田日出男

委員(16番) 金曾 浩文